

本委員は、委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第七十三号は、委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第九議案第七十四号昭和五十八年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本委員については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので、議案第七十四号につきまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず、本委員不審査に先立ち、担当課長より補正内容の説明を受けた後、

質疑に入りました。

ヘルスの面ではこの予算上にも計上されていないが、今後どのように充実していくか。また、担当が衛生課と福祉課の方にまたがっているが、将来、これらの問題をどのようにしていくかとの質問がありました。

これに対して、ヘルス関係については老人保健法の予算の中で特別には数字に出ていないが、一般会計の方になろうかと思う。年次計画で徐々に改正備していきたい。組織の関係については組織の検討委員会で組織改正をしてから約三年たつているのでまた見直しをしていきたいとの答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第七十四号について採決いたします。

本会本に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会本は、委員長長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十四号は、委

員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十議案第七十五号昭和五十八年度福生市
福生郡中計画事業福生土地画整理事業会計補正予算(第一号)
を議題といたします。

本会本については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長か
ら報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので、議案第七十五号に
ついて審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案本審査報告書) 別添参照

本会本について、今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
二百十五万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を六千八百二十五万
三千円とするという理事者の説明があり、委員より、繰越金二百十五
万四千円に前年度決算の確定繰越金であるかとの質問に対し、
そのとおりだという答弁があり、また、他の委員より、東口の開発の工事
は、いつ終わるかとの質問に対し、東口の広場は四千平方メートルあつて
すでに西友側の二千六百五十平方メートルが終わつた。現在、残っている工事
は一千三百五十平方メートルで、巨人ホールの前の広場約九百七十平方メー
トルを発注しており、残り三百八十平方メートルが次の工事というところで今
年度中に全部終了するように新都市建設公社に指示を出している
との答弁がありました。

お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞご当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。以上

議長(田村市郎君) 以上で委員長長の報告は終わりました。これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第七十五号について採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十五号は

委員長長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十一議案第七十六号 昭和五十八年度福生市

下水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので、議案第七十六号

について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案について、今回の補正は予算総額歳入歳出それぞれ四千四百四十五万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億九千四百三十万三千円と定めるものであるとの説明があり、委員より、事業費の下水道整備費中、国鉄横断監督委託料の五十万円について実際に国鉄の職員が監督に充てるのか。委託料の算定基準はどうか。というのかの

質疑があり。国鉄では実際に監督に求めている。また委託料は監督に来る人の給与の額によって精算されるように仕組まれているという答弁がありました。お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決するものに決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださりますようお願い申し上げます。して、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第七十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十六号は、

委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十二議案第七十七号昭和五十八年度福生市

受託水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので、議案第七十七号に

ついて審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

この受託水道事業補正予算は歳入歳出それぞれ三百八十八万円を増額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ五億二千四百四十四万円で定めるものであるとの理事者の説明があった後、質疑に入りまして、委員より、

市道一四五七号線の石綿管は二十二年も経過した工事だが、なで、いまごろ補正予算で工事をしなければならぬのかとの質問に対して、現在行われている舗装工事は地面を深く掘るので昔の水道工事の石綿管は掘削が浅く、舗装すると壊れてしまうため今回急遽補正したのだという答弁がありました。

お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決するものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。して、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第七十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十七号は、委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十三議案第七十八号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹久助君登壇)

○建設委員長(加藤謹久助君) 御指名がございましたので、議案第七十八号について審査報告とさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本委員審査に先立って本路線をつぶさに踏査した後、審査に入りました。今回、認定しようとする路線は五日市街道と市道五七号線を結ぶ道路であり、横田基地の引き込み線の跡地で大蔵省の所管する財産であります。無償貸し付けを受け築造した排水問題を兼ねた道路であり、市道第三〇八号線と認定しようとするという説明がありました。質疑に入りましたが、委員より、三〇八号線はできて非常に良かったと思いが、できれば五日市街道の西側福東地区に道路を拡張したほうが意見が出たが、西側は市有地で、国有地より払い下げたばかりなので拡張することは非常にむずかしいが、検討してみろという説明がありました。お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決するものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださりますようお願い申し上げます。そして、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第七十八号について採決いたします。

本委員に対する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

本委員は、委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十八号は、

委員長報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十四議案第八十号福生市教育委員会

委員の任命についてを議題といたします。

本委員について、提案理由の説明を求めます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 御指名をいただきましたので、議案第八十号福生市

教育委員会委員の任命について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

福生市教育委員会委員のうち野島茂雄氏は昭和五十八年十月二日をもって任期満了でございます。野島茂雄氏におきましては、すでに二期教育委員会委員を務められて大変経験が豊かな方でございます。その間委員として熱心に教育問題に取り組まれ御活躍されておりますので、再度御就任をいただくよう考えておりますので本日議案として御同意方を御提案申し上げます。

野島茂雄氏の経歴につきましてはお手元の資料のとおりでございますので何とぞよろしく御審議をいただきまして御同意方お願い申し上げて、説明にかえらせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十号は、原案のとおり同意することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十号は、原案のとおり同意いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十五陳情第五十八号申告納税制度改悪反対に関する陳情書を議題といたします。

○二十番(指田保雄君) ただいま議題となりました陳情書についてでございますが、手元に写しが配付されておりますので、朗読は省略されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) ただいま指田保雄君より、陳情書の朗読は省略されたいとのことでありますので、省略いたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で意見は終ります。

陳情第五十八十号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり
総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま総務委員会に付託いたしました陳情第五十八十号は、閉
会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって陳情第五十八十号は、
閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十六陳情第五十八十号大幅減税要求

に関する陳情書を議題といたします。(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)
暫時休憩します。

午前十一時三十八分 休憩

午前十一時三十九分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情書について意見がありましたら、お願いいたします。

○十二番(遠藤洋一君) 陳情書の朗読のところに、省略については議運の方

でも御留意なされたと思えますし、省略については同意するものなですけれ

ども、陳情書がそれぞれ違うんですね。ですから陳情書だけでもはつきり

させていた方がいいというふうにも思うんですね。陳情の内容をのぞくと、

陳情書の方は少し性格が違うんじゃないかと思ひまして、同じ陳情でも違う

市民の名が出ておりますので、ぜひ陳情書の名前だけでも明らかにさせていた

だきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 暫時休憩します。

午前十一時四十分 休憩

午前十一時四十一分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本陳情書に十二番遠藤議員からの意見がありまして、ただいまの陳情第五十八十一号大幅減税要求に関する陳情書の陳情者の名前の朗読をといふことであります。いかでございましょう。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 異議なしと認めまして、申し上げます。

陳情者、青梅市青梅二五九番地 西多摩地区労働組合協議会

議長 段上増雄でございませう。

本陳情書について別に御意見ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で意見は終わります。

陳情第五十八十一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま総務委員会に付託いたしました陳情第五十八十一号は、開会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって陳情第五十八十一号は、開会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十七陳情第五十八十一号大型土間接税導入反対に関する陳情書を議題といたします。

陳情者は青梅市青梅二五九番地 西多摩地区労働組合協議会

議長 段上増雄でございませう。

陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情書について御意見がありましたら、お願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で意見は終わります。

陳情第五十八十一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり

総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま総務委員会に付託いたしました陳情第五十八十二号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって陳情第五十八十二号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第十八陳情第五十八十三号 国民健康保険

の国庫補助に関する陳情書を議題といたします。

陳情者は青梅市青梅二五九番地 西多摩地区労働組合協議会
議長 段上増雄。

陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で意見は終わります。

陳情第五十八十三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり
厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま厚生委員会に付託いたしました陳情第五十八十三号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって陳情第五十八十三号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第十九閉会中の継続審査申し出についてを議

題といたします。

総務及び厚生委員長から目下当委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。